

事務連絡  
令和2年4月13日

産業廃棄物処理業者 各位

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの要請について

平素より大変お世話になっております。

令和2年4月7日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、廃棄物処理（廃棄物収集・運搬、処分等）については、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持の観点から、必要最小限の生活を送るため、また、企業の活動を維持するために不可欠なサービスとして事業継続を要請しているところです。

これに関して、産業廃棄物処理業者は、基本的対処方針にて「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」とされており、産業廃棄物の適正処理のため事業を継続していただくことが最優先ではございますが、このたび、令和2年4月13日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添の事務連絡が発出されましたので、可能な範囲でオフィス部門等では出勤者7割削減に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

このほかにも、参考資料に挙げた厚生労働省ウェブサイト等を参考にしつつ、実施するようお願いいたします。

## 参考資料

◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

<https://corona.go.jp/>

◎ 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部 総理発言（抜粋）

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202004/11corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/11corona.html)

「緊急事態宣言の発出を受けて、国民の皆様には、最低7割、極力8割、人と人との接触を削減するとの目標の下、在宅での勤務を始め、不要不急の外出を自粛いただくなど、大変な御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

この緊急事態を1か月で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。そのためには、もう一段の国民の皆様の御協力をいただくことが不可欠であります。

緊急事態宣言の区域内においては、原則、全ての従業員による自宅勤務などを実施している企業が多くあるとの報告を受けています。他方、7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分でない面もあることから、オフィスでの仕事は原則として、自宅で行えるようにする。どうしても出勤が必要な場合でも、出勤者を最低7割は減らす。関係省庁は、来週に向けて強い危機感を持って、中小・小規模事業者の皆さんも含む、全ての事業者の皆さんにこの要請を徹底してください。」

◎新型コロナウイルス感染症について（厚労省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

◎新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

◎新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（3月19日）多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例（p. 19）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

◎新型コロナウイルスについての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

◎新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

◎感染症対策へのご協力をお願いします（チラシ）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

<電話相談窓口について>

○厚生労働省の電話相談窓口

- ・電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）
- ・聴覚に障害のある方をはじめ、電話での御相談が難しい方に向けて、FAX（03-3595-2756）でも受付を開始しております。

○都道府県・保健所等による電話相談窓口

各都道府県が公表している新型コロナウイルスに関するお知らせや、保健所等による電話相談窓口については、リンク先にて、随時情報を更新しています。ぜひご確認ください。

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona\\_news.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html)（首相官邸HP）

<https://corona.go.jp/action/>（内閣官房HP）

○帰国者・接触者相談窓口一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html)